

## 名古屋市国民健康保険指南（2025 年版）

### I 有关国民健康保険

#### 1 什么是国民皆健康保険制度

在日本，所有人都需要加入一定的公共的医疗保险，并承担相应的保险费，当生病时，只需支付一部分医疗费(原则为 30%)，就可安心在医疗机关接受治疗的体制。

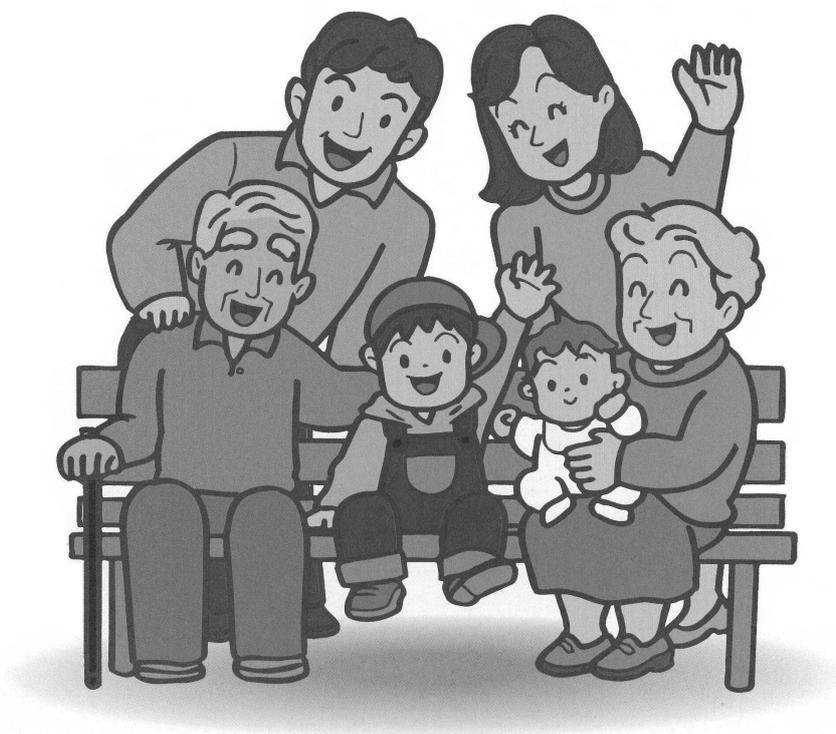
---

## 名古屋市国民健康保険のてびき（2025 年版）

### I 国民健康保険について

#### 1 国民皆保険制度とは

日本国では、すべての人が何らかの公的な医療保険に加入し、保険料を負担していただくことで、病気にかかったときには、だれもが医療費の一部負担金（原則 3 割）を支払うことで安心して医療機関に受診できるしくみになっています。



## 2 加入国民健康保険

**日本法律规定,加入国民健康保険不是任意,而是强制,是一种义务。**

满足以下全部要求的外国人,需要在您所居住区的区役所の保険年金課或支所の区民福祉課办理加入国民健康保険の手续。

①在名古屋市进行市民登记申请的(拥有3个月以上在留期间的在留资格)。

※没有进行住民登记申请的(3个月以下的在留期间),在留资格为「表演活动」・「技能实习」・「家属滞留」・「公务」・「特定活动」的任意一种,据资料显示,也包括被认定为滞留时间超过3个月的情况。

②持有短期滞在以外的合法在留资格。

③未加入工作单位的健康保险等(不包括旅行保险及外国的医疗保险等)。

④未受到生活保护。

另外,在留资格为“特定活动”的人中,以接受医务治疗为目的的人、以照顾病人的日常生活为目的的人,以及以观光、疗养等为目的的人,即使进行了住民登记申请,也不能加入国民健康保险。在留资格为“特定活动”的人员,在办理加入手续时,请带好记载有活动内容的“指定书”。

---

## 2 国民健康保険の加入

**日本の法律で加入は任意ではなく、加入は強制であり、義務となっています。**

次の項目にすべて当てはまる外国人の方は、お住まいの区の区役所保険年金課または支所区民福祉課で国民健康保険の加入手続きを行ってください。

①名古屋市に住民登録(3か月を超えた在留期間での在留資格)をしている。

※住民登録のない場合(3か月以下の在留期間)でも、在留資格が「興行」・「技能実習」・「家族滞在」・「公用」・「特定活動」のいずれかで、資料により3か月を超えて滞在すると認められる場合も含む。

②短期滞在以外の適法な在留資格を保有している。

③職場の健康保険等(旅行保険や外国の医療保険などは含まない。)に加入していない。

④生活保護を受けていない。

なお、在留資格が「特定活動」の方のうち、医療を受ける活動、または、その方の日常生活上の世話をする活動、および、観光、保養等を目的とする活動と指定された方は、住民登録がある場合でも国民健康保険に加入することはできません。在留資格が「特定活動」の方が加入手続きを行う際には、その活動内容を示す「指定書」をお持ちください。

### 3 国民健康保险在 14 日之内办理

从搬入名古屋市内之日起 **14 日之内**, 向所居住区的区役所保险年金课或支所区民福祉课提交申请。**即使是手续延误的情况, 也要求您必须追溯缴纳保险费。**

另外, 当住址、在留资格、在留期间、以及姓名等发生变更时, 不仅要向入国管理局, 也要向您所居住地区的区役所保险年金课或支所区民福祉课提交申请, 办理变更手续。

向市外(国外)转出时, 或加入了工作单位的健康保险时, 请向所居住区的区役所保险年金课或支所区民福祉课提交中止国民健康保险的申请。

### 4 关于个人编号保险证、资格信息通知以及资格确认书

个人编号保险证(已注册了保险证功能的个人编号卡)持有者将收到“资格信息通知”。个人编号保险证未持有者(未持有个人编号卡的人, 或虽然持有个人编号卡但未注册保险证功能的人)将收到“资格确认书”。

在医疗机构等接受诊疗时, 请使用个人编号保险证或资格确认书。资格信息通知不能单独使用。

想要使用个人编号保险证, 需要持有个人编号卡并将个人编号卡的保险证功能注册完成。具体内容请向国家机关的个人编号卡综合免费热线(提供外语服务)进行咨询。

电话号码: 0120-0178-26

---

### 3 国民健康保険の加入手続きは14日以内に

名古屋市内に転入した日から **14日以内**にお住まいの区の区役所保険年金課または支所区民福祉課へ加入の届出をしてください。**手続きが遅れた場合でも、保険料はさかのぼって納めなければいけません。**

また、住所、在留資格、在留期間、及び、氏名などに変更がある場合には、出入国在留管理庁だけでなくお住まいの区の区役所保険年金課または支所区民福祉課へも届出をしてください。

なお、市外（国外）へ転出するときや職場の健康保険に加入した場合には、お住まいの区の区役所保険年金課または支所区民福祉課へ国民健康保険をやめる届出をしてください。

### 4 マイナ保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書について

マイナ保険証（保険証の利用登録がされたマイナンバーカード）をお持ちの人には「資格情報のお知らせ」を交付します。マイナ保険証をお持ちでない人（マイナンバーカード自体をお持ちでない人や、マイナンバーカードを持っているが保険証の利用登録をしていない人）には「資格確認書」を交付します。

医療機関等を受診するときは、マイナ保険証または資格確認書をお使いください。資格情報のお知らせのみでは使用できません。

マイナ保険証を使うためには、マイナンバーカードとマイナンバーカードの保険証の利用登録が必要です。詳しくは国のマイナンバー総合フリーダイヤル（外国語対応）までお問い合わせください。

電話番号：0120-0178-26

## II 保険支付の内容

### 1 保険証・医療費の自費

在医疗机构等接受诊疗时，请出示资格确认书或个人编号保险证。出示资格确认书或个人编号保险证后，国民健康保险将承担医疗费用的70%，在医疗机构等窗口所需支付的个人负担费用是医疗费用的30%。

向个人单独发行的资格确认书或个人编号保险证，仅限本人使用。此外，将资格确认书或个人编号保险证借与他人或向他人借取使用，将受到法律处罚。请您保管好资格确认书或个人编号保险证。

另外，会给70岁以上的老年人发放高龄领取者证。将高龄领取者证与资格确认书一同出示，则可按照高龄领取者证上面记载的个人负担比例（20%或30%）支付费用。

此外，儿童医疗证（高中生及高中生以下年龄的孩子为发放对象）持有者，将儿童医疗证与资格确认书或个人编号保险证一同出示，则无须个人负担费用的支付。

住院期间接受提供的餐食时，作为标准负担金额，每次需支付510日元。（但免征市民税的家庭在申请后可获得减额）

---

## II 保険給付の内容

### 1 保険証・医療費の自己負担

医療機関等に受診する際には、資格確認書またはマイナ保険証を提示してください。資格確認書またはマイナ保険証を提示することで、医療費の7割が国民健康保険から給付されるため、医療機関等の窓口で支払う自己負担は医療費の3割となります。

資格確認書またはマイナ保険証は個人ごとに発行され、資格確認書またはマイナ保険証に記載された人以外は使用することができません。また、資格確認書またはマイナ保険証を他人に貸したり他人から借りたりすると、法律により罰せられます。資格確認書またはマイナ保険証は大切に管理してください。

なお、70歳以上の人には、高齢受給者証も発行され、資格確認書と一緒に提示することで高齢受給者証に記載された割合（2割・3割）の自己負担となります。なお、オンライン資格確認を実施している医療機関等では、高齢受給者証の提示が不要な場合があります。

また、子ども医療証が交付されている人（高校生までのお子さんが対象）は、資格確認書またはマイナ保険証と一緒に提示することで自己負担がかかりません。

入院して食事の提供を受けたときは、標準負担額として1回510円が必要となります。（ただし、市民税が非課税の世帯は申請すれば減額されます。）

## 2 高額医疗费

如果在医疗机构等的支付金额很高的话，超过规定金额的部分，将作为高额疗养费支付给您。如果符合条件的话，将于接受诊疗月的3~4个月后再通过邮寄的方式另行通知。

## 3 分娩育儿一次性补助金及丧葬费

分娩时，作为分娩育儿一次性补助金可获得48.8万日元（加入产科医疗补偿制度的分娩机关分娩时是50万日元），死亡时，作为丧葬费可获得5万日元。

## 4 疗养费

如果您在以下情况下支付了全部费用，所支付的医疗费的一部分将作为疗养费返还。

- 当您在旅途中突发急病，不得已在没带资格确认书或个人编号保险证的情况下就诊时
- 当您因外伤而看接骨院的医生时
- 当您在医生的指示下，进行针灸、按摩的治疗或购买束腰等医疗支架时

## 2 高額療養費

医療機関等での支払金額が高額になった場合、一定額を超える額については、高額療養費として支給します。該当する場合には、診療を受けた月の3~4か月後にご案内を郵送します。

## 3 出産育児一時金・葬祭費

出産したときには、出産育児一時金として48.8万円（産科医療補償制度加入の分娩機関での出産の場合は50万円）が、死亡したときには葬祭費として5万円が支給されます。

## 4 療養費

以下のような状況でその費用の全額を支払った場合は、支払った医療費の一部が、療養費として支給されます。

- 旅先などで急病になり、やむを得ず資格確認書またはマイナ保険証を持たずに受診したとき
- 外傷性の負傷により柔道整復師にかかったとき
- 医師の指示により、はり・きゅう・マッサージ師にかかったりコルセットなどの治療用装具を購入したとき

## 5 海外疗养费

海外旅行及临时回国时，发生紧急情况不得已的情况下，在国外的医疗机构等接受治疗时，符合一定条件的费用，在提出申请后可作为海外医疗费支付给您。

但是，作为事先预约好的就诊，或不适用日本保险范围的治疗，不能作为海外疗养费的支付对象。

## 6 无法支付高额医疗费时

- 使用个人编号保险证的人，可以通过线上资格确认（指通过信息联动，在医疗机构的系统中确认健康保险的资格信息），将在医院，药店等支付的医疗费用控制在个人负担最高限额以内（不包括餐费和单间床位费）。

另外，不予使用个人编号保险的人发放下述的“限度额适用认定证”。

- 签发限度额适用认定证

当资格确认书持有者需要支付高额医疗费用时，有制度规定只要在医疗机构等窗口出示“限度额适用认定证”或“限度额适用/标准负担额减额认定证”，则只需支付个人负担最高限额即可（不包括餐费和单间床位费）。此外，在实施网上资格确认的医疗机关就诊时，如果得到本人的同意则不需要提示“限度额适用认定证”等证件。

- 签发标准负担额减额认定证

持有资格确认书且属于市民税非课税家庭的人，只要向医疗机构等出示“标准负担额减额认定证”或“限度额适用/标准负担额减额认定证”，住院时的餐费（标准负担额）即可从每餐 510 日元减为 240 日元（属于市民税非课税家庭 I 类并持有高龄领取者证的老年人的餐费将减至 110 日元）。此外，在实施网上资格确认的医疗机关就诊时，如果得到本人的同意则不需要提示“标准负担额减额认定证”等证件。

- 高额疗养费受领委任支付制度(高額療養費受領委任払制度/Kogaku ryoyohi zyuryo ininbarai seido)

当不能发行限度额适用认定证时，可以在注册为受领委托机构的医疗机构等的窗口，仅支付自付金额最大额度即可（不包括餐费和单间床位费）。

- 一部分负担金额减除/免除以及推迟支付

如因地震、风灾、水灾、火灾、企业停业或倒闭、失业等特殊原因造成暂时无法及时支付医疗费用的情况下，经申请，可免除或减免一定期限的支付，或推迟一定期限支付。该制度有收入等条件的限制。

根据您的保险费的支付状况有可能不能适用该制度。更多信息，请联系您居住的区的区役所的保险年金科或支所的区民福祉科咨询。

---

## 5 海外療養費

海外旅行や一時帰国の際に、緊急やむを得ず外国の医療機関等で治療等を受けた場合、申請して要件に該当する費用については海外療養費として支給されます。

ただし、あらかじめ予定されていた受診の場合や日本で保険適用されていない治療などは海外療養費の対象とはなりません。

## 6 医療費が高額で支払いにお困りのときは

・マイナ保険証を利用している人は、オンライン資格確認で、病院・薬局等での医療費を自己負担限度額まで（食事代や差額ベッド代は含めません）にとどめることができます。

なお、マイナ保険証を利用している人は、以下の「限度額適用認定証」などは交付されません。

### ・限度額適用認定証の発行

資格確認書をお持ちの人は医療費が高額になっても、「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関等の窓口で提示することで、自己負担限度額まで（食事代や差額ベッド代は含めません）を支払えばよい制度があります。なお、オンライン資格確認を実施している医療機関等では、限度額適用認定証等の提示が不要な場合があります。

### ・標準負担額減額認定証の発行

資格確認書をお持ちの人で市民税非課税世帯の人は、「標準負担額減額認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関等に提示することで、入院時の食事代（標準負担額）が1食 510円から 240円（市民税非課税世帯Ⅰに属する高齢受給者の人は 110円）に減額されます。なお、オンライン資格確認を実施している医療機関等では、標準負担額減額認定証等の提示が不要な場合があります。

### ・高額療養費受領委任払制度

限度額適用認定証等が発行できない場合、受領委任取扱機関として登録されている医療機関等の窓口で自己負担限度額まで（食事代・差額ベッド代は含めません）を支払えばよい制度です。

### ・一部負担金減免・徴収猶予

地震・風水害・火災・事業の休廃止や失業などの特別な理由により一時的に医療費の支払いが困難な場合に、申請により支払いを一定の期間免除・減額する、または一定の期間遅らせる制度があります。制度の利用には収入等の要件があります。

保険料の納付状況によっては利用できない場合があります。詳しくは、お住まいの区の区役所保険年金課または支所区民福祉課へお問い合わせください。

### III 保险费

#### 1 保险费的计算方法（2025年4月～2026年3月的年度保险费金额）

①医疗部分 所有人	=	平均分配额 49,728 日元×加入人数	+	所得分配额 基础所得额※×0.0877 ※加入者全员的基础所得额的合计
--------------	---	-------------------------	---	---

（医疗部分最高限度额为年 66 万日元。）

②支援金部分 所有人	=	平均分配额 15,715 日元×加入人数	+	所得分配额 基础所得额※×0.0260 ※加入者全员的基础所得额的合计
---------------	---	-------------------------	---	---

（支援金部分最高限度额为年 26 万日元。）

③护理部分 40 岁至 64 岁者	=	平均分配额 15,906 日元×40 岁至 64 岁加入人数	+	所得分配额 基础所得额※×0.0227 ※40 岁至 64 岁加入者全员的基础所得额的合计
----------------------	---	-----------------------------------	---	---

（护理部分最高限度额为年 17 万日元。）

国民健康保险费	=	①医疗部分	+	②支援金部分	+	③护理部分
---------	---	-------	---	--------	---	-------

※计算所得分配额时用的基础所得额是按照下述方法计算出个人的，一个家庭的话是全员的总和。

基础所得额	=	2024 年中的所得	-	43 万日元※
-------	---	------------	---	---------

**所得包含依照租税条约免除住民税的所得。**

※如果前一年的合计所得金额在2400万至2450万日元之间，则为29万日元；如果在2450万至2500万日元之间，则为15万日元；如果超过2500万日元，则为0日元。

计算独自扣除额时，按照下表根据不同的加入者计算扣除金额。①～③的合计金额是「所得分配额的独自扣除」。有关独自扣除的适用，会自动进行判定，不需要申请。

合计下表的①～③的金额作为「独自扣除额」扣除。

区分		扣除额
①	有需要抚的家庭成员时	非残疾人控除对象的扶养家族 需要抚养的家庭成员每人 33 万日元×比率
②		残疾人控除对象的扶养家族 需要抚养的家庭成员每人 86 万日元×比率
③	申告残疾人扣除(本人分)、寡妇扣除、单亲家庭扣除 92 万日元×比率	

### Ⅲ 保険料

#### 1 保険料の計算方法（2024年4月～2025年3月の年間保険料額）

①医療分 すべての人	=	均等割額 49,728円×加入者数	+	所得割額 基礎となる所得額※×0.0877 ※加入者全員の基礎となる所得額を合算
---------------	---	----------------------	---	--

（医療分は年間66万円が最高限度額です。）

②支援金分 すべての人	=	均等割額 15,715円×加入者数	+	所得割額 基礎となる所得額※×0.0260 ※加入者全員の基礎となる所得額を合算
----------------	---	----------------------	---	--

（支援金分は年間26万円が最高限度額です。）

③介護分 40～64歳の人	=	均等割額 15,906円×40～64歳の加入者数	+	所得割額 基礎となる所得額※×0.0227 ※40～64歳の加入者全員の基礎となる所得額を合算
------------------	---	-----------------------------	---	---

（介護分は年間17万円が最高限度額です。）

国民健康保険料	=	①医療分	+	②支援金分	+	③介護分
---------	---	------	---	-------	---	------

※所得割額に用いる「基礎となる所得額」は個人ごとに次のように算出し、世帯で合算したものです。

基礎となる所得額	=	2024年中の所得	-	43万円※
----------	---	-----------	---	-------

**所得には租税条約により住民税の免除を受けている所得も含めます。**

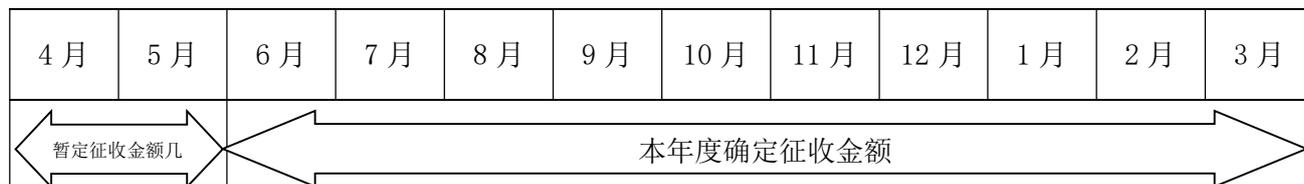
※前年の合計所得金額が2,400万円を超えて2,450万円以下のときは29万円、2,450万円を超えて2,500万円以下のときは15万円、2,500万円を超えるときは0円になります。

独自控除額を算出する場合、次の表のように、加入者の区分ごとに差し引く額を計算します。①～③を合算した額が、「所得割額の独自控除」です。独自控除の適用については、自動的に判定を行いますので、申請をする必要はありません。

区分		差し引く額
①	扶養家族が いる場合	障害者控除の対象でない扶養家族 扶養家族1人につき33万円×料率
②		障害者控除の対象である扶養家族 扶養家族1人につき86万円×料率
③	障害者控除（本人分）・寡婦控除・ひとり親控除 を申告している場合	92万円×料率

## 2 保险费の確定

年度保险费金額会在6月确定，并通过缴纳通知书来通知（本年度确定征收金額）。另外，4月与5月的保险费金額会按照“前年度每月平均保险费金額”征收（暂定征收金額）。



4月・5月的每月保险费金額：前年度每月平均保險金額

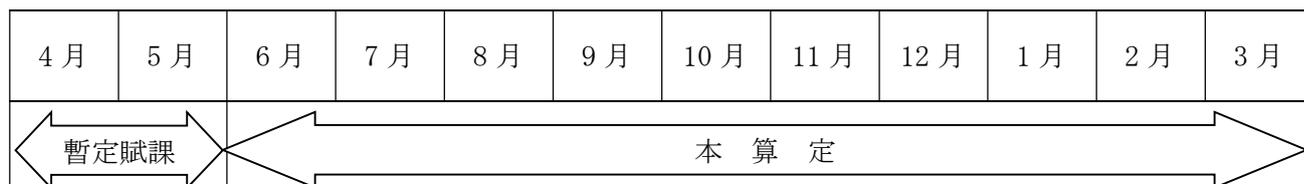
6月～3月的每月保险费金額：年度保險費金額中减去4月与5月后金額的1/10

## 3 伴随年度中的变动进行的保险费调整

年度中途加入或退出时，保险费以月为单位计算。

## 2 保険料の決定

年間の保険料額は6月に決定し、納入通知書でお知らせします。（本算定）また、4月と5月の保険料額は、「前年度の1か月当たりの平均保険料額」を納付していただきます。（暫定賦課）



4月・5月の各月の保険料額：前年度の1か月当たりの平均保険料額

6月～3月の各月の保険料額：年間保険料額から4月と5月の金額を差し引いた金額の1/10

## 3 年度途中の異動に伴う保険料の調整

年度途中に加入または脱退した場合には、保険料は月単位で計算します。

#### 4 依照所得收入标准的减额制度

2024 年中的所得在一定金额以下时, 如下所示保险费将被减额。未进行所得申报者, 请办理所得申报。

2024 年中家庭所得※1	被减额金额
43 万日元+10 万日元×(有收入所得人数-1)※2 以下	平均分配额的 70%
43 万日元+10 万日元×(有收入所得人数-1)※2 + (30 万 5 千日元×加入者人数※3) 以下	平均分配额的 50%
43 万日元+10 万日元×(有收入所得人数-1)※2+(56 万日元×加入者人数※3) 以下	平均分配额的 20%

※1 作为减额判定对象的所得, 也包含转入后期高龄者医疗制度者的所得金额

※2 “有收入所得人数”是指有收入或所得的人(超过 55 万日元者)和公共养老金领取者的总人数。

如果“有收入所得人数-1”小于 0, 则计算为 0。

※3 转入后期高龄者医疗制度者, 也算作加入者人数中。

#### 5 儿童减额制度

如果您有 2019 年 4 月 2 日或之后出生的孩子, 孩子的平均分配额将减少 50%。

另外, 如满足“4 依照所得收入标准的减额制度”的话, 则儿童减免额为减免后的平均分配额的 50%。

※儿童减额不需要申请。

※如果保费金额超过最高限额时, 可能不适用子女减免。

#### 6 产前产后减额制度

加入国民健康保险的人员在生产时, 通过申请, 可享受从生产(预定)月的前一个月起, 相当于 4 个月(多胞胎时为生产(预定)月的前 3 个月起相当于 6 个月的)的保险费的减额。申请可以从预产期的 6 个月前提交。生产后也可以提交。请您带好母子健康手册等, 预产期及判明一胎·多胎妊娠的资料前往所居住区的区役所保险年金科或支所区民福利科提交申请。

※当保险金额超过最高限额时, 产前产后减额有可能不适用。

#### 4 所得基準による減額制度

2024 年中の所得が一定金額以下のときは、次のように保険料が減額されます。所得の申告が済んでいない人は所得の申告をしてください。

2024 年中の世帯の所得 ※1	減額される額
43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1) ※2 以下	均等割額の 7 割
43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1) ※2 + (30 万 5 千円 × 加入者数 ※3) 以下	均等割額の 5 割
43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1) ※2 + (56 万円 × 加入者数 ※3) 以下	均等割額の 2 割

※1 後期高齢者医療制度へ移行した人の所得も、減額判定の対象となる所得に含めます。

※2 「給与所得者等の数」とは、給与所得者(給与収入が 55 万円を超える人)と公的年金等受給者の合計人数です。「給与所得者等の数 - 1」が 0 未満となる時は 0 として計算します。

※3 後期高齢者医療制度へ移行した人も、加入者数に含めます。

#### 5 子ども減額制度

2019 年 4 月 2 日以降に生まれた子どもがいる場合は、子どもの均等割額の 5 割が減額されます。

また、「4 所得基準による減額制度」の条件にも当てはまる場合は、その減額がされた後の均等割額の 5 割が子ども減額で減額されます。なお、子ども減額を適用するために申請はいりません。

※保険料額が最高限度額を超えている場合は、子ども減額が適用されないことがあります。

#### 6 産前産後減額制度

国民健康保険に加入している人が出産する場合、届出により、出産(予定)月の前月から 4 か月相当分(多胎妊娠の場合は、出産(予定)月の 3 か月前から 6 か月相当分)の保険料が減額されます。届出は、出産予定日の 6 か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。母子健康手帳等、出産(予定)日や単胎・多胎妊娠の別を明らかにする書類をお持ちのうえ、お住まいの区の区役所保険年金課または支所区民福祉課へお届けください。

※保険料額が最高限度額を超えている場合は、産前産後減額が適用されないことがあります。

## 7 保险费的减免

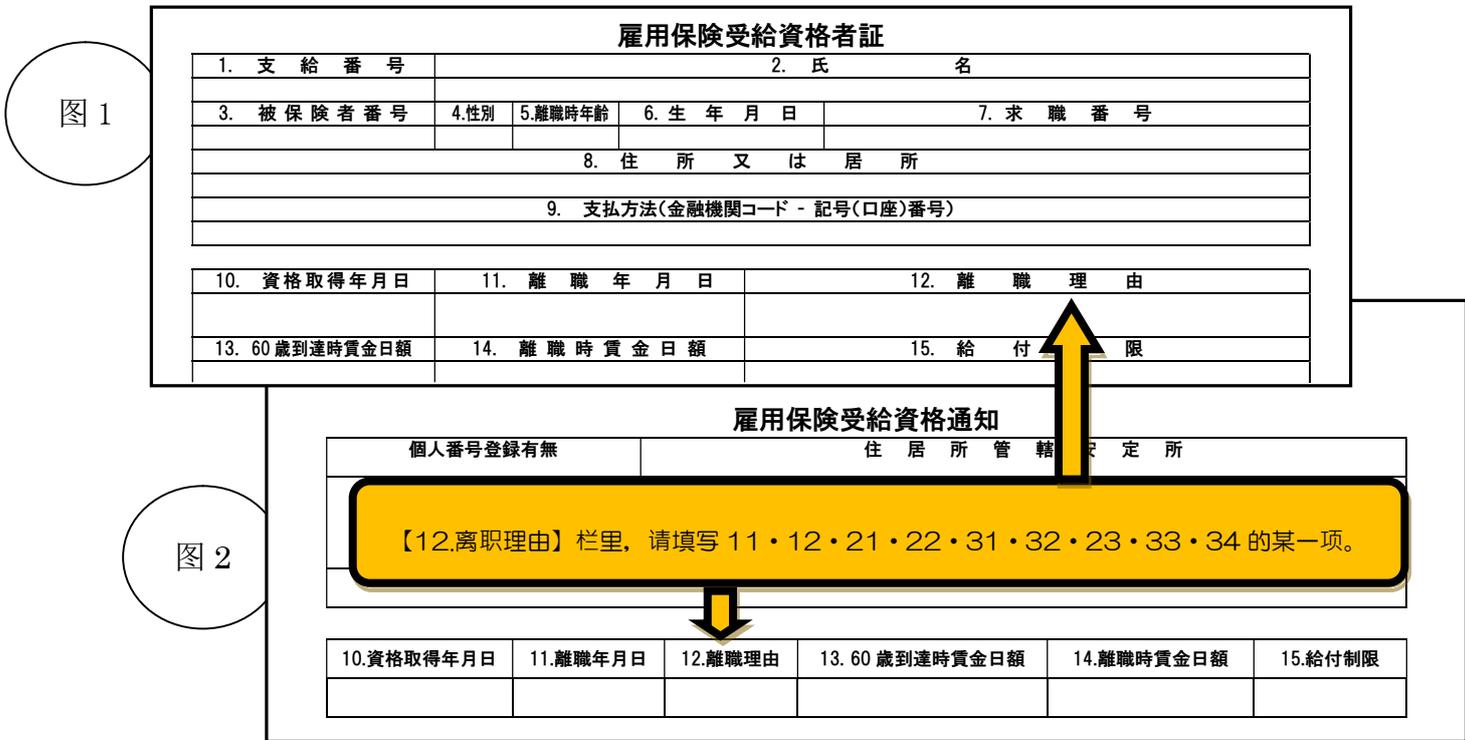
所得突然大幅度减少时，(2024 年的所得 1000 万日元以下的家庭，今年的预计所得在 274 万日元以下，且 2024 年的所得的 8/10 以下减少的家庭) 或由于灾害导致房屋受损等情况，根据申请可能会减免部分保险费。

另外，上述情况外的，2024 年所得金额在一定以下的情况，也有可能获得减免。

获得减免时需要提供一些必要文件，请您事先向所居住区的区役所年金课或支所区民福祉课咨询。

## 8 以失业者为对象的保险费轻减制度

因公司状况等原因失业接受雇佣保险的失业给付金的人，有可能得到保险费的轻减。请持雇佣保险者证(图 1) 或者雇佣保险资格通知书(图 2) 在所居住区的区役所保险年金课或支所的区民福祉课提交申请。



## 7 保険料の減免

所得が急激に減少した場合（2024年中の所得が1,000万円以下の世帯で、2025年の見込所得が274万円以下、かつ、2024年中の所得の8/10以下に減少した世帯）、あるいは災害により家屋に被害がでた場合などは、申請により保険料の一部が減免されることがあります。

なお、それ以外にも2024年中の所得が一定以下の場合などにも減免を受けられる場合があります。

また、減免を受ける際には必要な書類もありますので、あらかじめお住まいの区の区役所保険年金課または支所区民福祉課へご相談ください。

## 8 失業者を対象とした保険料軽減制度

会社都合等の理由で失業して雇用保険の失業給付を受けている人は、保険料の軽減を受けられる場合があります。雇用保険受給資格者証（図1）または雇用保険受給資格通知（図2）をお持ちのうえ、お住まいの区の区役所保険年金課または支所区民福祉課へお届けください。

図1

雇用保険受給資格者証					
1. 支給番号		2. 氏名			
3. 被保険者番号		4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生年月日	7. 求職番号
8. 住所又は居所					
9. 支払方法(金融機関コード - 記号(口座)番号)					
10. 資格取得年月日		11. 離職年月日		12. 離職理由	
13. 60歳到達時賞金日額		14. 離職時賞金日額		15. 給付制限	

図2

雇用保険受給資格通知					
個人番号登録有無		住居所管轄安定所			
【12.離職理由】欄が11・12・21・22・31・32・23・33・34のいずれかであること。					
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日	12. 離職理由	13. 60歳到達時賞金日額	14. 離職時賞金日額	15. 給付制限

## 9 来日本后有关保险费的注意点

来日的第1年,由于前1年在日本的劳动收入为0日元,所以,平均分配额的70%被减额。但是,从第2年以后,单身家庭在前1年的业余劳动等的工资收入超过98万日元(所得为43万日元)时,就不再可以享受平均分配额的70%减额的待遇,保险费会增高。

在留期间的第2年以后保险费也为最低额(家庭平均分配额的70%被减额),必须满足下列所有条件。(单身家庭时)

- ① 前1年中在日本的工资收入为98万日元以下(所得为43万日元以下)。
- ② 已办理所得申报。

## 10 保险费的支付方法

### 保险费每个月从账户转账交纳

保险费于每月月末(如月末为金融机构休息日,则在下一个营业日)自动转账。

账户转账的申请,在区役所或支所的窗口使用简易支付(Pay-easy)账户转账受理服务会很方便。(所谓简易支付(Pay-easy)账户转账受理服务是指,仅限本人的银行现金卡进行账户转账申请制度。)

如果您没有现金卡,或您使用的银行不提供简易支付(Pay-easy)账户转账受理服务时,请持存折印章和可以确认您账户号码的东西(如存折等),请向所居住地区的区役所保险年金课(收纳担当)办理。

此外,一些金融机构可以从网上申请转账。

请通过右图二维码进行搜索。

另外,在您利用账户转账之前的那段时间,将会向您邮寄保险缴费单。



※可以使用简易支付(Pay-easy)账户转账受理服务的银行

爱知银行、大垣共立银行、京都银行、三十三银行、十六银行、东京之星银行、名古屋银行、百五银行、みずほ银行、三井住友银行、三菱UFJ银行、ゆうちょ银行(包括邮局)的各银行、东海劳动金库、各信用金库(仅限本市收缴代理金融机构)、各农业合作社(仅限本市收缴代理金融机构)

## 11 对未交纳家庭采取的措施

如在指定期限前不能交纳保险费时,按照地方税的滞纳处分的例子来说,为了强制收缴,会到工作单位调查工资状况等进行财产调查,并执行财产强制扣押。

此外,在留期间可能无法更新。

并且,即使接受这样的处分,还是有交纳保险费的义务。

## 9 日本に入国したときの保険料に関する注意点

始めて日本に入国した1年目は、前年に日本で稼いだ収入が0円のため、均等割額の7割が減額されますが、**2年目以降は1人世帯で前年のアルバイトなど給与収入が98万円（所得が43万円）を超えれば均等割額の7割の減額が受けられないため、保険料が高くなります。**

在留期間が2年目以降も保険料が最低額となる（世帯の均等割額の7割が減額される）ためには、以下の条件をすべて満たす必要があります。（1人世帯の場合）

- ① 日本での前年中の給与収入が98万円以下（所得が43万円以下）である。
- ② 所得の申告をしている。

## 10 保険料の支払方法

**保険料は、毎月口座振替により納付していただきます。**

保険料は、毎月末日（末日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）に口座から引き落とします。

口座振替の登録は区役所または支所の窓口でペイジー口座振替受付サービスを利用いただくと便利です。（ペイジー口座振替受付サービスとは、ご本人のキャッシュカードのみで口座振替の登録ができる制度です。）

キャッシュカードをお持ちでないときやペイジー口座振替受付サービスが利用できない銀行のときは通帳印と口座番号が確認できるもの（預金通帳など）をお住まいの区の区役所保険年金課（収納担当）にお持ちください。

また、一部の金融機関ではウェブサイトから口座振替の申し込みをすることができます。

右図の二次元コードから検索してください。

なお、口座振替が始まるまでの間は、納付書をお送りします。



※ペイジー口座振替受付サービスが利用できる銀行

あいち、大垣共立、京都、三十三、十六、東京スター、名古屋、百五、みずほ、三井住友、三菱UFJ、ゆうちょ（郵便局を含む）の各銀行

東海労働金庫、各信用金庫（本市収納代理金融機関のみ）、各農業協同組合（本市収納代理金融機関のみ）

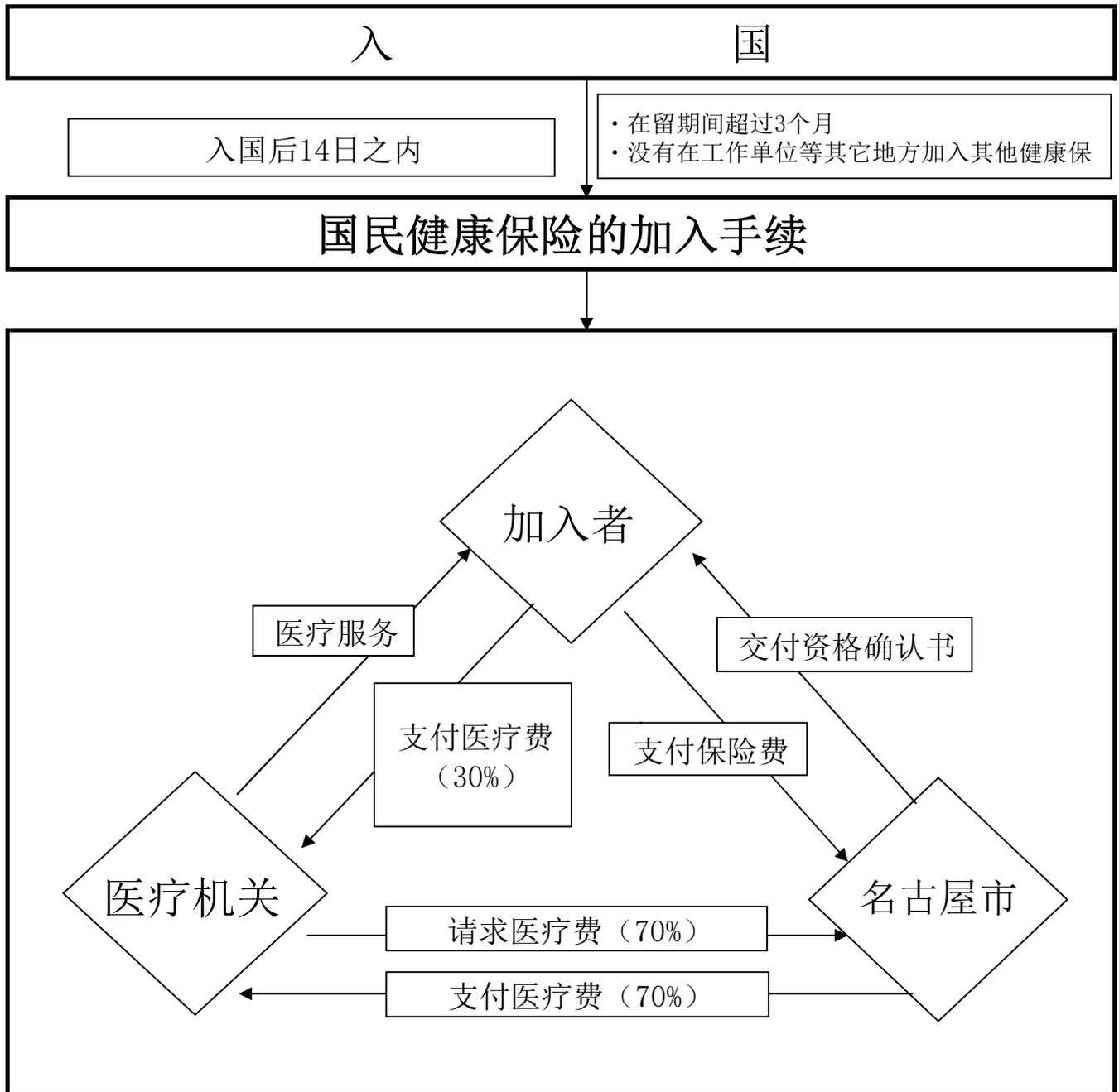
## 11 未納世帯に対する措置

**指定期限までに保険料をお支払いいただけない場合は、地方税の滞納処分の例によって、差押えのために勤務先への給与調査等の財産調査が行われ、財産の差押えを受けることになります。**

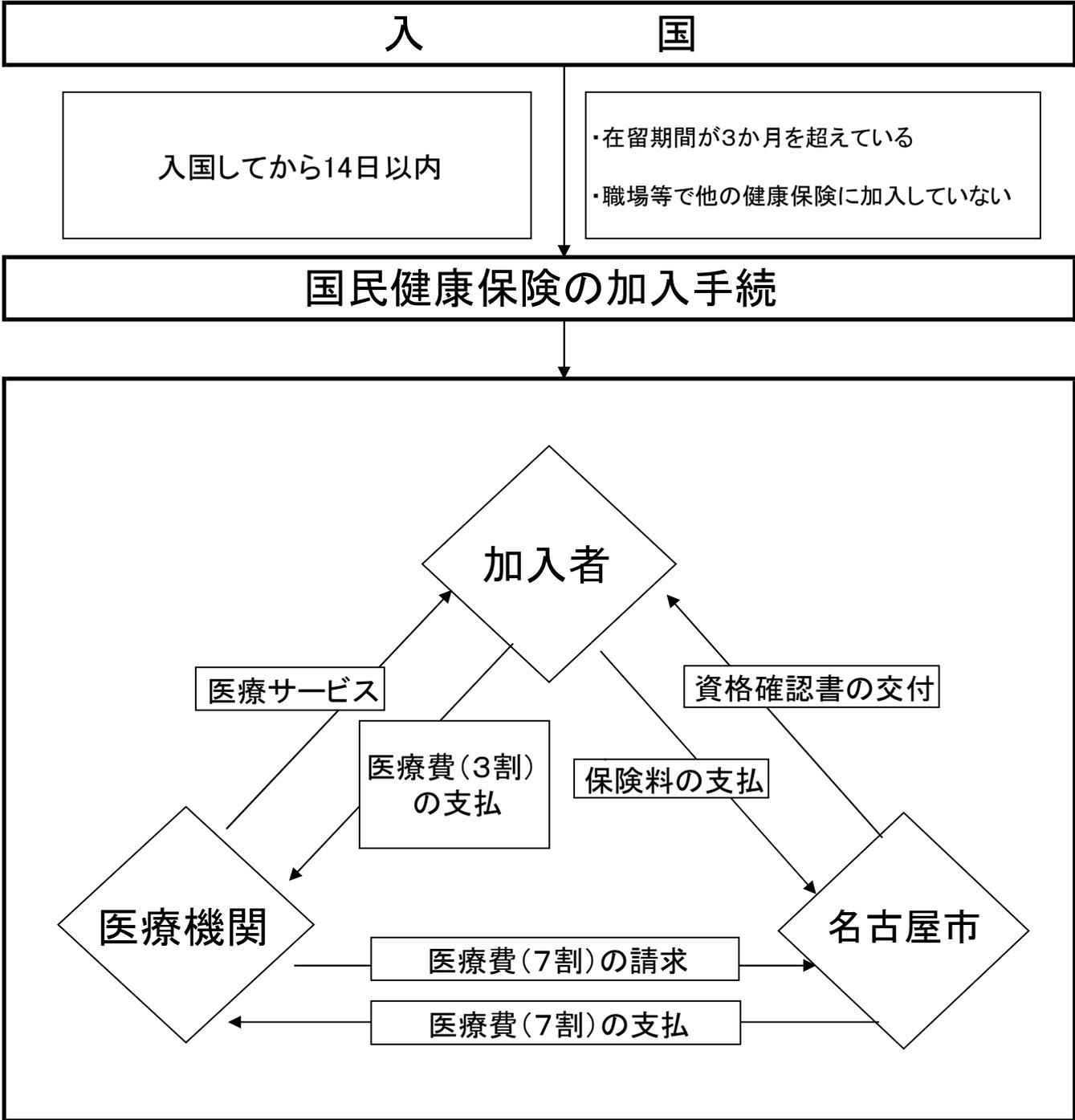
また、在留期間の更新ができなくなる場合があります。

なお、このような措置を受けても保険料の支払義務はなくなりません。

# 国民健康保险结构



# 国民健康保険のしくみ



## 向所居住区的区役所年金课或支所区民福祉课询

お問い合わせは、お住まいの区の区役所保険年金課・支所区民福祉課へ

区役所・支所 区役所・支所	电话号码 電話番号	区役所・支所 区役所・支所	电话号码 電話番号
千种区役所 保险年金课 千種区役所保険年金課	052-753-1904	中川区役所 保险年金课 中川区役所保険年金課	052-363-4346
东区役所 保险年金课 東区役所保険年金課	052-934-1143	中川区役所富田支所 区民福祉课 中川区役所富田支所区民福祉課	052-301-8143
北区役所 保险年金课 北区役所保険年金課	052-917-6455	港区役所 保险年金课 港区役所保険年金課	052-654-9644
北区役所楠支所 区民福祉课 北区役所楠支所区民福祉課	052-901-2262	港区役所南阳支所 区民福祉课 港区役所南陽支所区民福祉課	052-301-8154
西区役所 保险年金课 西区役所保険年金課	052-523-4544	南区役所 保险年金课 南区役所保険年金課	052-823-9343
西区役所山田支所 区民福祉课 西区役所山田支所区民福祉課	052-501-4935	守山区役所 保险年金课 守山区役所保険年金課	052-796-4544
中村区役所 保险年金课 中村区役所保険年金課	052-433-2890	守山区役所志段味支所 区民福祉课 守山区役所志段味支所区民福祉課	052-736-2257
中区役所 保险年金课 中区役所保険年金課	052-265-2243	绿区役所 保险年金课 緑区役所保険年金課	052-625-3945
昭和区役所 保险年金课 昭和区役所保険年金課	052-735-3844	绿区役所德重支所 区民福祉课 緑区役所德重支所区民福祉課	052-875-2206
瑞穂区役所 保险年金课 瑞穂区役所保険年金課	052-852-9332	名东区役所 保险年金课 名東区役所保険年金課	052-778-3055
热田区役所 保险年金课 熱田区役所保険年金課	052-683-9484	天白区役所 保险年金课 天白区役所保険年金課	052-807-3843